

事務連絡
令和2年(2020年)3月10日

各市町村総務担当係長様

北海道総合政策部地域振興局
市町村課行政グループ総括主査

新型コロナウイルス感染症への対応について【情報提供28】

このことについて、総務省地域力創造グループ地域政策課から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

〔 行政グループ（総括） 担当：二之宮
連絡先：011-204-5152 〕

事務連絡
令和2年3月10日

各都道府県
各政令指定都市 } 総務担当部局長 殿

総務省地域力創造グループ地域政策課

新型コロナウイルス感染症への対応について

厚生労働省、経済産業省から別添のとおり通知を行っておりますので、総務担当部局にも情報提供させていただきます。

(添付資料)

<厚生労働省>

- 「時間外労働等改善助成金」のご案内
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）

<経済産業省>

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（パンフレット）

(参考)

○厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースの申請受付開始について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10037.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10059.html

○経済産業省ホームページ

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

TEL:03-5253-5523

e-mail:chisei@soumu.go.jp

中小企業事業主の皆さんへ

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や
特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 〕	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策の
ためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

職場意識改善特例コース

最寄りの

都道府県労働局雇用環境・均等部
又は雇用環境・均等室



ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、
予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) • web会議用機器 • 社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア • 保守サポートの導入 • クラウドサービスの導入 • サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/> 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備 <input type="checkbox"/> 労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> 労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
--------------------------	---	---

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/> 就業規則等の作成・変更	<input type="checkbox"/> 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
<input type="checkbox"/> 労務管理担当者・労働者に対する研修	<input type="checkbox"/> 人材確保に向けた取り組み
<input type="checkbox"/> 労務管理用機器の導入・更新	<input type="checkbox"/> 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

① 「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は5月29日(金))

② これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

③ 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に支給申請(締切は7月15日(水))
※令和元年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請

令和2年3月9日作成

※順次更新し、厚生労働省HP（小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援）に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (詳細版)

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！

【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

* 1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。（大企業、中小企業ともに同様）

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等をした」とは

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い



「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日

（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）

- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い



- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無



- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○労働者に対して支払う賃金の額



- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせします。

新型コロナ 休暇支援 検索



厚生労働省・都道府県労働局

令和2年3月 日作成